令和7年度組織改編(案)の概要

(令和7年4月1日付け)

1 組織改編の目的

第3次日向市総合計画・前期基本計画に基づく施策や事業を効果的・効率的に展開していくために組織改編を行う。

2 組織改編の内容

(1)総合政策部

①総合政策課

総合計画等の施策を着実に推進するため「政策推進係」の業務を整理し、同係が兼務していた「女性活躍推進係」を廃止し、その業務は地域コミュニティ課「男女共同参画推進係」に移管する。

「広域連携推進係」を廃止して「定住促進係」を新たに設置し、「広域連携推進係」と「政策推進係」から業務を一部移管し、地域公共交通関係業務を都市政策課に移管する。

図書館複合施設の建設に向けた施策を推進するため、新たに「図書館複合施設準備係」を設置する。

スポーツ関係業務を集約するため、国スポ・障スポ大会準備室を廃止し、経済戦略 部に新たに「国スポ・障スポ推進課」を設置し、その業務を移管する。

②地域コミュニティ課

少人数係の弊害解消及び働き方改革・人材育成・内部統制等の観点から「市民活動 支援係」を廃止し、「市民協働係」に統合する。

総合政策課「政策推進係」が兼務していた「女性活躍推進係」の業務を、「男女共同 参画推進係」に移管する。

現行

総合政策課

政策推進係

女性活躍推進係

広域連携推進係

統計係

国スポ・障スポ大会準備室 大会準備係

地域コミュニティ課

市民協働係

市民活動支援係

男女共同参画推進室

人権·同和行政推進係

男女共同参画推進係



総合政策課

政策推進係

(男女共同参画推進係に移管)

定住促進係

統計係

図書館複合施設準備係

(国スポ・障スポ推進課に移管)

(国スポ・障スポ推進課に移管)

地域コミュニティ課

市民協働係

(市民協働係に統合)

男女共同参画推進室 人権・同和行政推進係 男女共同参画推進係



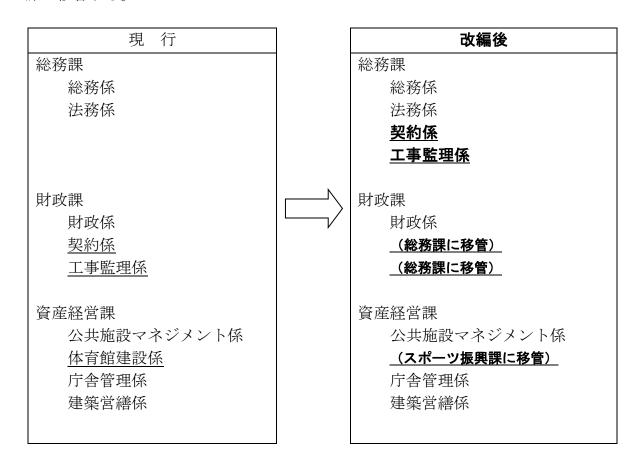
(2)総務部

①総務課・財政課

権限等の平準化を図るため、財政課内の「契約係」及び「工事監理係」を総務課に 移管する。

②資産経営課

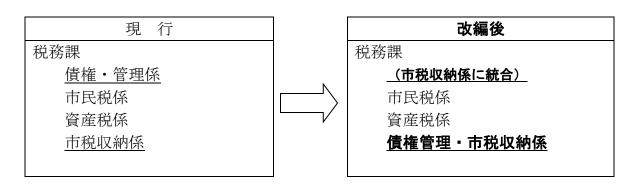
スポーツ関係業務を集約するため、「体育館建設準備係」を経済戦略部スポーツ振興 課に移管する。



(3) 市民環境部

①税務課

少人数係の弊害解消及び働き方改革・人材育成・内部統制等の観点から「債権・管理係」を廃止し、「市税収納係」に統合して「債権管理・市税収納係」に係名を変更する。



(4) 経済戦略部

「第3次総合計画」の重点戦略2「安定した雇用と稼ぐ地域をつくる」、重点戦略3「地域資源を生かして新しい人の流れをつくる戦略」の推進を強力に進めていく部署として、スポーツ部門、ふるさと納税部門を集約して「経済戦略部」に名称を変更する。

①ふるさとプロモーション課

観光資源を最大限に生かした更なる魅力・知名度向上を図り、相乗的・効果的にふる さと納税の拡充を行うため「観光交流課」と「ふるさと物産振興課」を再編し、「ふるさ とプロモーション課」を設置する。

「観光推進係」を「観光交流係」に係名を変更し、ふるさとプロモーション課内にふるさと物産振興課から「ふるさと応援係」を移管して「ふるさと納税係」に係名を変更する。

「プロモ―ション推進室」を新設し、ふるさと物産振興課「物産振興係」を「プロモーション係」に名称変更して移管するとともに、スポーツタウン推進室からサーフタウン関係業務と商工港湾課からワーケーション関係業務を移管する。

「スポーツタウン推進室」を廃止し、「スポーツ・サーフタウン係」の業務をスポーツ 振興課に移管する。

②スポーツ振興課

スポーツ関係業務を集約するため、新たに「スポーツ振興課」を設置し、教育委員会とスポーツタウン推進室の業務を移管し、資産経営課から「体育館建設係」を移管する。

③国スポ・障スポ推進課

新たに「国スポ・障スポ推進課」を設置し、国スポ・障スポ大会準備室の業務を移管するとともに、「総務企画係」「競技式典係」の2係を新設し、推進体制を強化する。

現行]	改編後
商工観光部		経済戦略部
観光交流課		ふるさとプロモーション課
観光推進係		観光交流係
観光施設係		観光施設係
		<u>ふるさと納税係</u>
スポーツタウン推進室		<u>プロモーション推進室</u>
スポーツ・サーフタウン係		<u>プロモーション係</u>
		スポーツ振興課
		スポーツ交流・推進係
		<u>体育館建設係</u>
		国スポ・障スポ推進課
		<u>総務企画係</u>
		<u>競技式典係</u>
]	

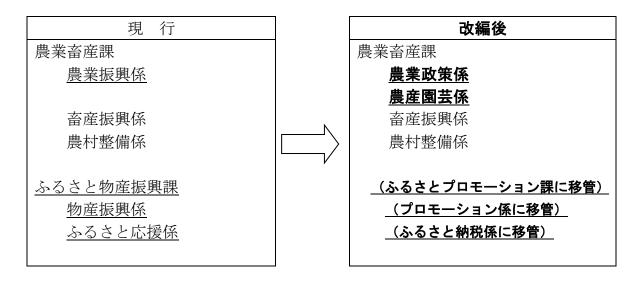
(5)農林水産部

①農業畜産課

6次産業化関係業務等をふるさと物産振興課から移管することに伴い、「農業振興係」を2つに分け、新たに「農業政策係」を設置し、「農業振興係」を「農産園芸係」に名称を変更する。

②ふるさと物産振興課

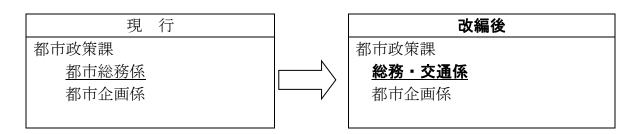
ふるさと物産振興課を廃止し、6次産業化関係業務等を農業畜産課に移管し、その他の業務をふるさとプロモーション課に移管する。



(6)建設部

①都市政策課

総合政策課から地域公共交通関係業務を「都市総務係」に移管することに伴い、「総務・交通係」に係名を変更する。



(7)教育委員会

①スポーツ・文化振興課

スポーツ関係業務の経済戦略部への集約に伴い、「スポーツ・文化振興課」を廃止し、「スポーツ振興係」等の業務をスポーツ振興課に移管し、「若山牧水・文化振興係」を生涯学習課に移管する。

②文化·生涯学習課

スポーツ・文化振興課から「若山牧水・文化振興係」を移管することに伴い、「文化・ 生涯学習課」に課名を変更する。

改編後 現行 スポーツ・文化振興課 スポーツ振興係 (スポーツ交流・推進係に移管) 若山牧水・文化振興係 (文化・生涯学習課に移管) 文化・生涯学習課 生涯学習課 生涯学習係 生涯学習係 中央公民館等 若山牧水・文化振興係 公民館係 中央公民館等 公民館係